

第1章 履修について

第1章 履修について

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学は、建学の理念である「人間尊重と福祉の増進」の具現化に向けて、地域社会や他の教育研究機関との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係性を重視した実学を創造し、それを研究教授することによって知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって地域の学術文化の進展及び産業の振興に寄与することを目的としています。

したがって、次の能力を身に付け、かつ卒業の要件を満たした者に学位を授与します。

- 豊かな教養と高い人間性を身に付けている
- 専門性を修得し、課題を発見し解決できる能力を身に付けている
- グローバル並びにローカルに活躍し得る企画提案力とコミュニケーション力を身に付けている

1 はじめに

本学は、保健医療・福祉の学際的教育研究を推進する保健福祉学部、情報技術の領域で先端・基礎の両面にわたる教育研究を推進する情報工学部、芸術と科学技術の融合の上に立った教育研究を推進して新たな価値を創造するデザイン学部の3学部からなっている。

今日の技術革新の急速な進展及び社会経済や生活環境の急激な変化は地球規模で起きており、新しい価値観による学問体系の再構築や技術開発の創造が求められる。また、わが国における少子高齢化や人口減少がもたらす社会問題に対応して、地域の課題を発見し解決に導く人材の育成が同時に求められている。そのため、本学では人間・社会・自然の「関係性」をよく理解して「実証性に裏付けられた、実践の学問」すなわち実学を確立し、教育・研究を行う。このような本学の実学の理念と建学の理念である「人間尊重と福祉の増進」に基づいて次世代を担う、課題解決意欲にあふれた人材の育成に邁進することが、地域社会の発展に寄与することに繋がると考えられる。

本学は平成5年(1993)に創設され、以後、平成9年度に保健福祉学研究科及び情報系工学研究科修士課程を、その翌年度にはデザイン学研究科修士課程を設置した。さらに、平成11年度には情報系工学研究科、次いで平成15年度には保健福祉学研究科にそれぞれ博士後期課程を設置し、学部から大学院までの一貫した教育研究体制を整備している。

また、平成17年度には全学教育研究機構を設置し、全学的教育の実施体制を整備し、専門の知識・技能を修得するのみでなく、広く自然科学、人文科学、社会科学等を学んで高い教養と豊かな人間性を涵養し、グローバルに活躍しうるコミュニケーション能力向上を目的とした全学教育を行ってきた。本学では、この全学教育と専門教育をシームレスに連携させ、現在の最先端の知識や技術を学ぶだけではなく、世界規模で変動する社会環境に対応できる基礎力と応用力を身に付ける体制の充実に努めてきた。

さらに平成27年度からは、より一層の教養教育の充実をはかり、少子高齢化やグローバル化の急速な社会変化に対応できる人間力や課題解決力を身に付けるべく、従来の全学教育を見直して新たなカリキュラム及び教育方法を導入し、共通教育と呼称を改めるとともに、共通教育の主体性や専門教育との連携性をより一層高めるため、全学教育研究機構を共通教育部に改めた。

以上の教育改革を推進するため、平成26年度から、教育に係る企画立案及び調査研究を行う機関として大学教育開発センターを開設した。また、グローバル化に対応できる人材育成のため、海外の協定締結大学や協力機関と連携して、多面向に国際交流をプログラムし実施する国際交流センターを開設した。

また、大学には、教育研究活動以外に地域貢献活動が強く求められている。そのため、本学は、平成12年度には

地域産業の新機軸創造や課題解決並びに新機軸創造に連携して当たる共同研究機構(現;産学官連携推進センター)を立ち上げた。また平成 14 年度には県下の保健福祉実践者の専門性向上を図る保健福祉支援センター(現;保健福祉推進センター)を発足させ、本学の専門教育に係る様々な分野における連携の成果をあげている。平成 17 年度から上記の2センターは新しく発足した地域共同研究機構傘下となり、平成 24 年度には福祉・健康まちづくり推進センター(これに替わり平成 27 年度からは地域連携推進センター)を設置し、本学の研究教育資源と主に県下の自治体の課題解決や地域での学習に共同して取り組む中で、学部学生が地域課題に直接触れる機会を設けている。

平成 27 年度に本学は、地域連携推進センターを核として大学教育開発センター等の学内組織が横断的に協力し、文科省公募事業である「地＜知＞の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に「地域で学び地域で未来を拓く‘生き活きおかやま’人材育成事業」のタイトルで応募、採択を受けた。これは本学が主な取組大学となって‘教育改革’、‘域学連携’及び‘産学連携’の三つを柱とし、岡山県をはじめとする県内自治体、経済団体、NPO 等及び県内 8 大学と連携して展開を図る教育事業である。COC+事業にあたり本学では平成 28 年度入学生より、共通教育科目及び学部教育科目からピックアップないし新設した科目群で副専攻「岡山創生学」を創設、学修に供するとともに課外の活動も巻き込みながら、地域を知り、地域で学び、地域における課題解決力を高める機会を提供している。以上を通じて、地域を舞台に地方の次代を担う実践力を培い、実社会とのマッチングを図る教育プログラムを開始した。

平成 29 年度は、副専攻「岡山創生学」における地域での演習や海外短期留学等のアクティブラーニングの機会を拡充し、学生における多彩なキャリア開発をうながすため、「クオータ制(4 学期制)」に移行した。また、ICT 環境を改善し、本学学生及び教職員の迅速かつ確実な情報共有及び学生の学修内容の充実に向け、全学情報システム(学務系・愛称「はっとりん」)を導入した。

このように、本学では、岡山県域の＜知＞の拠点大学として、保健福祉学部、情報工学部、デザイン学部のそれぞれの専門性と岡山県の地域特性とのマッチングを考慮した地域連携推進に取り組み、在学生への教育に反映させるとともに、卒業生、大学院修了生等の学修への寄与を図っている。

本学は、建学の理念である「人間尊重と福祉の増進」の実現に向けて、保健福祉学部、情報工学部、デザイン学部の各学部・大学院及び共通教育部、地域共同研究機構及び各センター等において、人間・社会・自然の関係性を重視する実学の創造とその教授及び教育の改善活動を通して、世界の事情に通じ地域に貢献する人材の育成を目指している。これを達成するため、次の各項目に示す育成目標を置いて教育を実施している。

- (1) 課題発見や解決に必要な基礎学力の育成
- (2) 修得する専門を起点として他分野との関係をみる力の育成
- (3) 異文化理解とグローバルな視野の育成
- (4) 国語力・外国語を基礎とする実用的なコミュニケーション能力の育成
- (5) 生涯継続学習能力の育成
- (6) 応用力と創造力の育成
- (7) 地域の特性を理解し協働して課題発見及び解決にあたる資質及び能力の育成

この案内は、第2章で共通教育科目(所属学部・学科にかかわらず共通に学ぶ教養やスキル及び各学部教育と連動する授業科目)について、また、第3章で COC+教育プログラムにおける副専攻科目群「岡山創生学」(地域における協働力や課題解決力を高めるため共通教育や学部教育と連動する授業科目)について説明する。さらに第4章以降で学部教育科目(専門性を高めるための授業科目)について説明する。これらをよく読んで理解するとともに、所属学部・学科等の履修指導に従って効果的な履修を行い、学修成果を高めて、それぞれのキャリア形成と自己実現に向けて努力されることを期待する。なお、第6章では全学情報システム(学務系)による履修登録の詳細を解説しており、オリエンテーションにて登録方法のガイダンスがあるので、本学の ICT 環境に速やかになじむよう、努力されたい。

2 教育課程の編成（カリキュラム・ポリシーより）

本学の教育課程（主専攻）は、共通教育科目、学部教育科目及び教職教育科目により、体系的に編成されている。これらは知識と技術を学び、それを実際に応用する過程を通じて、論理的思考力や課題発見及び解決力を段階的に形成し、本学及び各学部のディプロマ・ポリシーに適う学力（学士力、社会人基礎力）を身に付け、実社会の各場面において自律的に活動できる教養とスキルの基礎を養うために必要と考えられるものである。主専攻における教育課程の編成は以下のカリキュラム・ポリシーに基づいている。

- カリキュラムは、共通教育科目、学部教育科目及び教職教育科目に区分している。
- 共通教育科目では、基礎的知識の体系的理解、生涯にわたる知的活動や社会生活に必要な論理的思考力・問題発見力・批判力・情報処理など汎用的技能の修得、地域連携を通じた社会人基礎力や課題解決力の修得、グローバル化の時代に役立つ語学・異文化理解によるコミュニケーション力の修得を柱として、知的自律性を培うための教養と技能を涵養する教育を全学生に実施する。

このため、共通教育科目では、「修学基礎」、「人文・社会科学」、「自然科学」、「健康科学」、「語学国際」、「社会連携」のカテゴリー科目履修を行う（共通教育科目については、第2章の共通教育科目を参照）。

- 学部教育科目では、共通教育科目の修得で獲得した知識と技術を基盤に、所属学科・専攻等ごとに専門の学術を学び、さまざまな社会的要請に的確に対応できる専門性と実践的能力を育成する。
- 学部教育のカリキュラムは、所属する学科等のカリキュラム・ポリシーに基づいて専門性・問題解決能力の修得に向け編成している（学部教育科目については、第4章～第6章の各学部教育科目を参照）。
- 共通教育科目及び各学部教育科目を通じて、地域課題を知り、それを解決に導くための理論と基礎及び実践的方法を修得する。
- 教職教育科目では、栄養学科に栄養教諭一種免許課程、保健福祉学科子ども学専攻に幼稚園教諭一種免許課程を設けている（教職教育科目については、第4章の学部教育科目を参照）。

なお平成28年度入学生からは、地域課題を知りそれを解決に導くための理論と基礎及び実践的方法の修得を推進するため、COC+教育プログラムとして共通教育科目及び学部教育科目のなかに、副専攻科目群「岡山創生学」を課程として創設し、開講している。主専攻課程と連動した副専攻課程における履修を通じて岡山県内の自治体や産業界、民間等と直に交流し、地域の課題に協働して取り組むことにより、実社会に有為な人材として成長するための資質や実践力を磨き、自身のキャリア開発をはかることとしている（副専攻科目については、第3章の副専攻「岡山創生学」を参照）。そのため、全学情報システム（学務系）では、全学生が在学中のキャリアパス（進路開拓に向けた学修プロセス）上の実績をアーカイブ（記録保管）するための「キャリアポートフォリオ（仮称）」を活用できるよう準備を進めている。

3 単位制度

単位とは学修時間を表す名称である。1単位は、(1)教員が教室等で授業を行う時間、(2)学生が事前・事後に行う予習・復習時間の合計が45時間を要する学修内容で構成される。そして、1単位を修得するためには、45時間の学修に加え、試験等に合格することが必要である。

【単位の算定】

前述のとおり、1単位は予習・復習を含めて45時間の学修内容で構成される。そして、45時間の中で授業時間が占める割合を講義、演習等の授業形態ごとに、次の基準で定めている。

講 義	15時間の授業をもって1単位とする
演 習	30時間の授業をもって1単位とする
実験、実習及び実技	45時間の授業をもって1単位とする

※通常90分の授業を2時間の授業として換算する

したがって、1単位あたり、講義で30時間、演習で15時間の予習・復習を行う必要がある。

なお、「講義」及び「演習」について、授業時間15~30時間の範囲内で1単位、「実験」、「実習」及び「実技」について、授業時間30~45時間の範囲内で1単位に設定することがある。

4 授 業

【授業の類型】

授業科目は、履修区分、開講期により以下のとおり分類される。

(a) 履修区分による分類

必修科目	必ず履修して、その単位を修得しなければならない科目
選択科目	自由に選んで履修し、その中から卒業に必要な所定の単位を修得すべき科目
自由科目	自由に選んで履修できるが、卒業に必要な単位に算入されない科目 授業時間割や設備の制約上、履修できないことがある (学科の履修指導に注意すること)

(b) 開講期による分類

通年科目	前期と後期を通じて授業を行う科目、年次をまたがって授業を行う科目
第1クオーター科目	第1クオーター(4/10~6/12)のみで授業を完結する科目
第2クオーター科目	第2クオーター(6/13~8/10)のみで授業を完結する科目
第3クオーター科目	第3クオーター(9/25~11/27)のみで授業を完結する科目
第4クオーター科目	第4クオーター(11/28~2/9)のみで授業を完結する科目
前期科目	前期(4/10~8/10)のみで授業を完結する科目
後期科目	後期(9/25~2/9)のみで授業を完結する科目

なお、授業の中には、一定期間に集中的に連続して行われる集中授業がある。

【授業時間帯】

授業時間帯は次のとおりである。ただし、必要に応じて6時限(17:40~19:10)を置くことがある。

時限	授業時間
1	8:40~10:10
2	10:20~11:50
3	12:40~14:10
4	14:20~15:50
5	16:00~17:30

実験、実習等では、上記と時間帯を異にする場合がある。

【時間割】

授業は時間割にしたがい実施する。時間割は、年度当初に時間割表を配付すること等により周知する。

時間割の内容に変更が生じた場合には、全学情報システム(学務系)又は掲示板により周知する。

【休講】

次の場合は「休講」となる。ただし、休講となった場合、原則として「補講」が行われる。

- (1)休講の通知があった場合（「全学情報システム（学務系）」及び「掲示板」に留意のこと）
- (2)授業開始から30分経過しても教員が入室しない場合（特に指示がある場合はこの限りでない）

【暴風警報・特別警報発令時における授業・試験の取扱い】

岡山県全域、岡山県南部又は、岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域、高梁地域のいずれかの地域に暴風警報又は何らかの特別警報が発令された場合は、その後の授業・試験（以下「授業等」という。）を休講とする。ただし、警報が解除された場合、解除時刻に応じ次のとおり授業等を実施する。

警報解除時刻	授業等の実施時限
午前7時まで	1時限（8:40～10:10）から実施
午前7時1分から午前10時まで	3時限（12:40～14:10）から実施
午前10時1分以降	全時限休講

- (注) (1)暴風警報等の発令・解除時刻は、岡山地方気象台の発表による。
 (2)学外実習の場合は、あらかじめ定められた教員の指示に従う。
 (3)試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験に関しては別に掲示により指示する。
 (4)授業等を実施中に暴風警報等が発令された場合、その時点で学内に緊急放送する。

【授業を欠席する場合の取扱い】

疾病その他特別の理由により、1か月以上欠席する場合は、教学課教務班へ欠席届を提出すること。

授業を欠席する期間が、1か月未満の場合は、学生自身が授業担当教員へ申し出ること。

なお、学外実習のため、他の授業に出席できない場合は、学生自身が「授業欠席届」を授業担当教員に提出すること。（看護学科1, 2年次生のみ）

【はしか、インフルエンザ等の感染症にかかった場合の取扱い】

はしか、インフルエンザ等の感染症にかかり欠席した場合の授業等の取扱いについては、授業担当教員へ治癒証明書の写しをもって相談すること。（※詳細は、学生便覧を参照すること。）

5 試験

授業科目の試験は、筆記又は口述による試験、レポート、製作物、実技等により行う。

【試験の区分及び実施】

- (1)定期試験：学期末に期間を定めて行われる試験
 - (a)試験期間は試験前に「全学情報システム（学務系）」及び「掲示板」により周知する。
 - (b)原則として授業に使用している教室において、通常の授業時間帯に実施する。
 - (c)実施日時及び教室に変更がある場合は、全学情報システム（学務系）又は掲示により通知するが、試験前の担当教員の口頭指示にも留意のこと。
- (2)平常試験：授業の中で担当教員によって個別に随時行われる試験

隨時実施されるので、授業中の担当教員の指示、全学情報システム（学務系）での連絡掲示等に留意すること。

【受験資格】

- (1) 履修登録(「**11 履修登録の手続**」参照)していない授業科目の受験は認められない。
- (2) 定期試験について、授業への出席が授業実施時間数の3分の2に満たない者の受験を認めない。

【追試験】

- (1) 病気等のやむを得ない理由により、定期試験を受けることができない者に、事情により追試験を行うことがある。
- (2) 追試験受験を希望する場合は、追試験願と証明書(下表参照)を、あらかじめ定期試験実施前に教学課へ提出すること。緊急の事情による場合には、当日電話等により事情を教学課に連絡した上、当該試験期間最終日の3日後までに追試験願を提出すること。
- (3) 追試験願が受理された場合は掲示により通知するので、教学課から受理通知書を受け取り、直ちに追試験の実施について担当教員に直接相談すること。
- (4) 担当教員が非常勤講師の場合は、特別の取扱いによるので教学課の指示によること。

理由	証明書	備考
病気・けが	医師の診断書又は治癒証明書(写)	
災害	り災証明書	*
交通事故	事故証明書	*
3親等以内の葬儀	会葬礼状	
正課実習	実習証明書(本学所定)	
その他大学が認める理由	理由書(本人以外の証明)	

(注)備考欄に*印を付したものは、証明書の発行に時間を見る場合がある。追試験願とは別に後で提出しても良いが、必ず提出すること。

【再試験】

定期試験等で不合格となった者は、原則として翌年度以降に再履修することができるが、次の要件をすべて満たし、所属学部の学部長が承認した場合には当該年度に再試験を受けることができる。なお、授業出席回数の不足により定期試験の受験が認められなかった者、定期試験を受験しなかった者、筆記試験の替わりとなるレポート等を定められた期限までに提出しなかった者については再試験の対象とならないので留意すること。

- (1) 卒業見込みの者で、次の表の範囲内で受験して合格すれば、卒業が認定される者であること。
- (2) 再試験の受験科目は、その年度に受験した授業科目のうち D 評価(**6 単位認定及び成績**参照)を受けた科目で、授業への出席状況が良好であって、かつ担当教員の同意が得られたものであること。
- (3) 再試験の実施時期は、後期の定期試験終了後である。

学部	保健福祉学部	情報工学部	デザイン学部
授業の方法	「講義」又は「演習」		
科目数	3科目以内	3科目以内	4科目以内
単位数	10単位以内	6単位以内	10単位以内

【受験心得】

- 筆記による定期試験を受験する場合は、次の事項に留意すること。
- (1)受験する学生は、注意事項の指示があるので、時間を厳守すること。
 - (2)試験室等は変更する場合があるので、全学情報システム(学務系)及び掲示に注意すること。
 - (3)座席指定をする科目があるので、当日、監督者の指示に従うこと。
 - (4)受験中は学生証を机上に置くこと。学生証を忘れたときは、教学課で仮受験票の交付を受けること。
 - (5)携帯電話等の電子機器の電源は入室前に切つておくこと。
 - (6)試験中、机上に置くことができるものは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はかばん等に入れ、通路にはみ出さないように足元に置くこと。
 - (7)答案には、学部・学科名、学籍番号及び氏名を(本学所定の様式の場合は、授業科目名、担当教員名も)万年筆又はボールペンで記入すること。
 - (8)受験者は、試験開始後30分間は退室できない。また、20分経過後の入室は認めない。
 - (9)受験に当たっては、学生の本分を守り、不正行為や誤解を招く行為、態度を厳に慎むこと。

【不正行為】

試験における不正行為とは次の行為をいう。

- ① 他人になりすまして受験する行為
- ② 他人と答案を交換する行為
- ③ 言語、動作又は電子機器等により他人に連絡する行為又は連絡を受ける行為
- ④ 他人の答案を書き写す行為又は他人に自己の答案を見せる行為
- ⑤ カンニングペーパーを使用する行為
- ⑥ 所持品、電子機器、身体、机又は壁等に書き込みをする行為
- ⑦ 使用が許可されていない参考書又は電子機器その他の物品を使用する行為
- ⑧ 使用が許可された参考書等を試験中に貸借又は贈与する行為
- ⑨ 前各号に掲げる行為をしようとする行為
- ⑩ その他試験監督の指示に従わず、又は公正な試験を妨げると認められる行為

不正行為を行った者は、学則第48条第1項の規定による懲戒処分(退学、停学又は訓告)を受けるほか、当該科目のみならず、その期(前期又は後期)に履修登録したすべての科目についても単位を取得できない。

ただし、学外での実習・演習を制度上必須の条件として単位認定される授業科目は、無効とする科目から除外されることがある。

6 単位認定及び成績

【単位認定】

単位認定の要件は、授業への出席が授業実施時間数の3分の2以上、かつ、試験に合格することである。

【成績評価】

成績評価の基準は次のとおりである。成績はS、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表す。

成績		評点	評語の基準(定義)	単位修得
合 格	S	100 点～90 点	シラバスの到達目標の全てをほぼ完全に達成している。	単位修得は認められる
	A	89 点～80 点	シラバスの到達目標をほぼ完全に達成しているが、若干不十分な点もある。	
	B	79 点～70 点	シラバスの到達目標を相応に達成しているが、不十分な点や誤りがある。	
	C	69 点～60 点	シラバスの到達目標の、最低限のレベルに達している。	
不合格	D	59 点以下	シラバスの到達目標に十分達しておらず、さらなる学習が必要である。	単位修得は認められない

【成績通知】

(1) 学生への成績通知

学生への成績通知は、4月及び9月に(4年次生の第3、第4クオーター分及び後期分は、後期の定期試験終了後に)教学課窓口で履修状況確認表を配付することにより行う。配付日時は、別途全学情報システム(学務系)又は掲示により通知する。なお、平成29年度から全学情報システム(学務系)でも成績を通知する。

履修状況確認表の受け取りに際しては次の事項に注意すること。

- 「学生証」を提示すること。
- 受け取りは原則として本人に限る。やむを得ない事情で本人が受け取りに来ることができない場合は、本人直筆の委任状(押印のあるもの)により代理の者に受け取りを委任できる。

ただし、情報工学部の学生については、学部において所属学科の教員により配付するが、配付日時、場所、受け取りに際しての注意事項は、別途掲示等により通知する。

また、授業担当教員への成績の問い合わせは、「成績問い合わせ期間」(巻頭「教務・学生生活関係スケジュール」参照)において、すべての学部生が行うことができる。

(2) 保証人(保護者)への成績通知

保証人(保護者)への成績通知は、学生への成績通知の後、履修状況確認表を郵送することにより行う。

【成績評価異議申立て】

履修科目に係る成績評価について学生は学部長等に異議申立てを行うことができる。異議を申し立てようとする学生は、当該成績評価の開示日から原則として8日以内に異議申立書を事務局教学課に提出すること。

※上記記載の外、成績評価異議申立てに関する事項は、別に定める。

【グレード・ポイント・アベレージ(GPA)制度】

GPAとは、履修登録している科目の5段階評価(S、A、B、C、D)を4から0までの数値(GP)に置き換えて、その数値に当該科目の単位数を乗じ、その和を履修登録単位数の合計で除した数値であり、本学では、学修達成度の評価及び学修指導等に使用することとしている。学期ごとの成績について算出する学期GPAと、入学からの成績について算出する累積GPAがあり、成績通知に併せて通知するほか、卒業時等に使用する最終累積GPAがある。

(1) GP ⋯ S:4 A:3 B:2 C:1 D:0

(2) 学期GPA等

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期の、S の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{(全学期の、S の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1)}{\text{全学期(入学後の総履修期間)の総履修登録単位数}}$$

※計算対象に自由科目は含めない。

(3) 最終累積GPA(卒業時等におけるGPA)

$$\text{最終累積GPA} = \frac{\text{(全学期の、S の単位数} \times 4 + \text{A の単位数} \times 3 + \text{B の単位数} \times 2 + \text{C の単位数} \times 1)}{\text{全学期(入学後の総履修期間)の総履修登録単位数}}$$

※計算対象に自由科目及びD評価の授業科目は含めない。

(4) 履修中止

履修登録が確定した後であっても、病気、けが、経済的事情で履修を継続できない場合、インターンシップで受入企業との調整が不調となった場合、集中講義の授業時間が他講義の授業時間と重複した場合等やむを得ない理由で履修を継続できないときは、履修中止申出書を教学課窓口に提出すること。なお、当該理由を証明する書類の添付を求めることがある。(当該科目については GPA の計算から除外される。なお、後期授業開始前までに休学が認められた場合は、登録済の後期科目については、事務局で履修登録を取消すので、当該手続きは不要である。)

※上記記載の外、GPAに関する事項は、別に定める。

7 卒業研究

各学科とも必修科目として「卒業研究」を課している。履修の際は、次の事項に留意すること。

- (1) 所属学科の定める要件(第4章以降を参照)を充足しなければ履修できない。
 - (2) 指導教員及び研究テーマの決定は、所属学科の定めるところによる。
 - (3) 卒業研究の報告書等の提出先及び提出期限については、所属学科の定めるところによる。
- なお、履修登録は、他の授業科目と同様、履修登録期間内に行うこと。

8 入学前の既修得単位の認定

本学入学前に、他の大学又は短期大学で修得した単位(科目等履修により修得したものも含む)は、本学の卒業要件単位として認定されることがある。認定を希望する者は次の手続きを行うこと。

- (1) 成績証明書を添えて、新入生の履修登録期間の最終日までに単位認定願を提出すること。
- (2) 単位認定は、一定の制約があるので、事前に教学課で相談すること。その際、当該大学又は短期大学における科目履修時の履修要項(シラバス)等を持参すること。

9 卒業

- (1) 本学に4年以上(編入学生については別途定める)在学し、所定の単位を修得した場合、卒業が認定される。
- (2) 卒業の時期は、学年末及び学期末である。
- (3) 卒業要件単位は次章以降を参照すること。

10 履修に関する基本事項

大学における授業科目の履修は、各自の自主的な履修計画によるところに特徴があるが、学則や履修規程に従う

必要がある。履修方法を誤ると、**成績評価の対象にならない**ので、各学科の授業科目・シラバス・授業時間割等を参考して、適切な履修計画を立てること。

【履修登録単位数の上限】

1年間に登録できる履修登録単位数は、保健福祉学部では 56 単位以下、情報工学部及びデザイン学部では 48 単位以下とする。履修登録方法は、11 履修登録の手続 を熟読し、間違いを起こさないよう注意すること。

ただし、次の授業科目は、履修登録単位数の上限の対象から除かれる。

①休業日を開講される集中授業科目(開講日が未定となっている集中授業科目を含む。)

②教職教育科目

③他大学等において行う「大学コンソーシアム岡山」単位互換授業科目

④次表に示される授業科目

学 部	学 科	授業科目的名称
情報工学部	情報通信工学科	エンジニアリング演習
	情報システム工学科	エンジニアリング演習
	人間情報工学科	エンジニアリング演習
デザイン学部	デザイン工学科	製品・情報デザインインターンシップ 建築・都市デザインインターンシップ
	造形デザイン学科	インターンシップ

【授業科目と履修区分】

授業科目とその履修区分は、共通教育科目については第2章に、学部教育科目については第4章以降に記載されている。共通教育科目の履修区分は所属学科ごとに異なるので、第2章 3 開設授業科目、5 カテゴリーごとの履修に示す表により十分確認すること。

なお、第2章以降に記載されている授業科目であっても、やむを得ない事情により、各学科が示す開講年次の翌年度以降は開講しないことがある。

また、担当教員名は予定であり、変更されることもある。

【履修科目的決定】

学科(コース)が定める必修科目及び履修を勧める授業科目は、開講年次・クラス・曜日・時限を指定して「所属学科の授業時間割」に配当されている。所属学科の履修指導と授業時間割の指定に従って、履修科目を決定すること。

<所属学科の時間割>

1 Q (第 1 クオーター)

時限	1			
曜日	科目名	年次	担当教員	講義室
月	◎科目名 1	1	岡山	8201
	○科目名 2	2	総社	8202
	○科目名 3	3	窪木	8203
	科目名 4	4	服部	8203

・記号

〔 ◎ : 必修科目
○ : 選択科目
無印 : 自由科目 〕

時間割には、上記のほかに、共通教育科目のすべてを記載した「共通教育科目の時間割」が用意されている。

「共通教育科目の時間割」は本部棟1階の掲示板等で周知するので、他学科を対象に開講される授業科目を選択又は自由科目として履修したい場合、指定されたクラス以外で再履修する場合等に利用すること。

【履修者数の調整】

受講希望者が講義室等の収容定員を超えたときは、講義室の変更により対応するが、それでも対応できない場合は、履修区分等も考慮した公開抽選によって履修者数の調整を行うことがある。

【履修登録】

履修する授業科目の届出は、年度当初にインターネットに接続されたパソコンあるいはスマートフォンを使用したWeb履修登録の方法(11 履修登録の手続参照)により行う(学内の所定のパソコンも使用可能)。ただし、次に掲げる授業科目は、履修できないので留意すること。

- (1)既に単位を修得した授業科目
- (2)授業時間が重複する授業科目
- (3)履修要件を満たしていない授業科目

【再履修】

単位修得が認められなかった授業科目については、再試験(5 試験参照)による場合を除き、再履修しなければ、その単位を修得することができない。

- (1)再履修は所属学科の授業時間割表に指定されたクラスで履修すること。

再履修の履修登録は、通常の履修科目のそれと同じ方法で行うこと。((2)の場合を除く)

- (2)共通教育科目については、授業時間割表に指定された時間帯が他の授業と重複する場合に限り、所属学科の教務担当教員の承認を得た上で、授業時間割表に指定されたクラス以外でも履修することができる。指定されたクラス以外での履修を希望する場合は、「クラス外授業科目履修届」を履修登録期間(第2クオーター以降については履修登録内容修正期間)中に教学課に提出すること。なお、履修登録は、教学課において行う。(ただし、講義室の収容人数の超過等により受講できないことがあるので留意すること。) なお、学部教育科目については、所属学部の章(第4章～第6章)の記載によること。

【履修中止】

履修登録が確定した後であっても、病気、けが、経済的事情で履修を継続できない場合、インターンシップで受入企業との調整が不調となった場合、集中講義の授業時間が他講義の授業時間と重複した場合等やむを得ない理由で履修を継続できないときは、履修中止申出書を教学課窓口に提出すること。なお、当該理由を証明する書類の添付を求めることがある。(当該科目についてはGPAの計算から除外される。なお、後期授業開始前までに休学が認められた場合は、登録済の後期科目については、事務局で履修登録を取消すので、当該手続きは不要である。)

【高年次配当授業科目の履修】

授業科目は授業時間割表の指定どおりに履修することを原則とするが、授業形態が「講義」の選択科目に限り、所属年次より高い年次に開講される授業科目を履修することができる。この場合、次の手続きが必要である。

- (1)学部教育科目については、「高年次配当授業科目の履修届」(教学課窓口で配付)に当該授業担当教員の承認を受けた後、履修登録内容修正期間の終了日までに教学課窓口に提出すること。なお、当該高年次配当授業科目の履修登録は教学課において行う。
- (2)共通教育科目については、「高年次配当授業科目の履修届」の提出は不要であるので、各自、全学情報システム(学務系)で当該授業科目を履修登録すること。

【他学部又は他学科の開講科目の履修】

他学部又は所属学部の他学科が開講する授業科目を履修する場合は、次の手続きによること。

- (1)「他学部授業科目受講願」又は「他学科授業科目受講願」(教学課窓口で配付)を、履修登録開始日から3日以内(土日を除く)に教学課窓口に提出すること。
- (2)「他学部授業科目受講願」「他学科授業科目受講願」には、当該年度に履修を予定している他学部、他学科の授業科目について記載すること。
- (3)履修の可否の決定後、本人へ通知する。なお、履修が可能となった授業科目の履修登録は教学課において行う。
- (4)第2クオーター以降の授業科目については、やむを得ない理由により(1)の期間内に「他学部授業科目受講願」、「他学科授業科目受講願」を提出できなかつた場合に限り、提出を認めがあるので、後期授業開始日までに教学課へ申し出ること。

これにより修得した単位の卒業要件単位としての取扱いは、所属学科ごとに定められている。(第4章以降参照)

【第3年次編入学生の履修】

- (1)編入学前に修得した単位が本学の卒業要件単位として認定されなかつた場合、改めて本学の授業科目を履修しなければ単位修得できない。
- (2)時間割上、3、4年次配当科目が1、2年次配当科目との重複により履修できない場合は、担当教員に相談すること。
- (3)履修登録手続きは、次節の「第3年次編入学生の履修登録手続」を参照すること。

11 履修登録の手続

【履修登録、履修登録内容修正の概略】

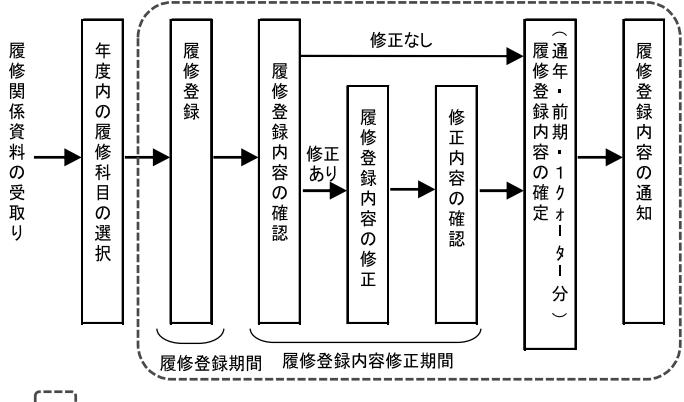
- (1)「履修登録」は、**学生自らインターネットに接続されたパソコンあるいはスマートフォンを使用し(学内の所定のパソコンも使用可能)、本学の全学情報システム(学務系)から履修する授業科目を登録する必須の手続き**である。年度始めに設ける履修登録期間内に、その年度に履修するすべての授業科目について登録する必要がある。
- (2)「履修登録内容修正」は、(1)の履修登録した授業科目を修正(変更、追加、取消)する手続きである。履修登録内容修正期間内に、全学情報システム(学務系)から、履修登録内容の修正を行うことができる。履修登録内容修正期間は、履修登録期間終了後(4月)と各クオーターの授業開始時(6月、9~10月、11~12月)の3期間を設けている。
- (3)履修登録に関するスケジュールは、巻頭「教務・学生生活関係スケジュール」を参照すること。
- (4)「履修登録」を行う際の留意事項
 - 履修登録は、新入生と在学生に分けて履修登録できる期間を設定しているので、それぞれ所定の期間内に履修登録を完了させること。
 - 履修登録を行っていない授業科目の履修は認められない。
- (5)「履修登録内容修正」を行う際の留意事項
 - 履修登録内容修正期間に修正の登録を行わなければ、修正後の授業科目を履修することはできない。
 - 4月に行う履修登録内容修正では、当該年度における授業科目の修正を行うことができる。また、6月、9~10月、11~12月に行う履修登録内容修正では、各修正期間期以降の授業科目のみ修正を行うことができる。
 - 4月の履修登録内容修正期間が終了した時点で、通年、前期及び第1クオーター開講の履修登録内容が確

定するので、以後、通年、前期及び第1クオーター開講の授業科目について修正はできない。

- 6月、9～10月、11～12月の履修登録内容修正期間が終了した時点で、それぞれ第2クオーター、後期及び第3クオーター、第4クオーター開講の履修登録内容が確定するので、以後、確定した授業科目についての修正はできない。

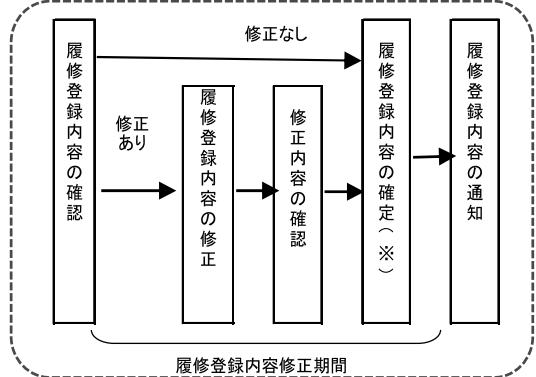
<4月の履修登録、履修登録内容修正の流れ>

※年間の授業科目の履修登録と登録内容の修正を行う手続き



<第2クオーター以降の履修登録内容修正の流れ>

※授業科目の履修登録内容を修正する場合の手続き



- (6) 高年次配当授業科目(共通教育科目を除く)、他学部・他学科の開講授業科目及び指定クラス外で再履修する共通教育科目は、全学情報システム(学務系)から履修登録を行うことができないので、それぞれの履修手続き(P1-11、1-12参照)によること。

- (7) 履修登録、履修登録内容修正に必要な事項は別途全学情報システム(学務系)又は掲示により通知する。

●履修登録期間(平成「29年度の場合)

履修登録期間(1年間分の履修登録)	履修登録内容修正期間
	第1回：4月17日(月)～4月21日(金)
	第2回：6月13日(火)～6月19日(月) (※第2クオーター以降分のみ)
新入生：4月10日(月)～4月14日(金) (参考) 在学生：4月3日(月)～4月7日(金)	第3回：9月29日(金)～10月5日(木) (※第3クオーター以降分のみ)
	第4回：11月28日(火)～12月4日(月) (※第4クオーターフレームのみ)

※ 年度当初に入学前の既修得単位の認定を願い出した学生の履修登録内容修正期間は別途指示する。

※ 4年次生で卒業見込証明書の発行を希望する学生は、卒業要件を満たすように登録すること。

※ 次年度以降の履修登録期間、履修登録内容修正期間は、それぞれの年度当初に指示する。

履修登録、登録内容修正は、インターネットに接続されたパソコン、スマートフォンを使用して行う(学内の所定のパソコンも使用可)。詳細は別途全学情報システム(学務系)又は掲示により通知するので確認すること。

【履修登録及び履修登録内容修正の方法】

全学情報システム(学務系)での履修登録の手順は、第7章に記載している。

【第3年次編入学生の履修登録手続】

- (1) 第3年次編入学生は、新入生と同様に全学情報システム(学務系)により履修登録を行うこと。
- (2) 1、2年次配当科目との重複により、担当教員への相談に基づいて行う履修については、専用の履修票(教学課で別に配付)に、担当教員から開講曜日及び時限の記入並びに承認を受けて、年度当初の履修登録内容修正期間の終了日(事務局から別途指示があった場合には、当該指定日)までに教学課へ提出すること。この場合、必要事項の記入又は担当教員の押印のないもの、期限内に提出されなかつたものは受け付けない。

【継続して履修登録ができる場合の手続きについて】

次に掲げる授業科目を、復学時に履修(継続)登録することにより、翌年度に限り、継続して履修することができる。

- (1) 本学での勉学を促進するための留学又は調査研究等の理由により休学する場合にあっては、当該許可のあった休学期間前に履修が確定している授業科目のうち通年にわたるもの
- (2) 病気その他やむを得ないと認められる理由により休学する場合にあっては、当該許可のあった休学期間前に履修が確定している授業科目のうち卒業研究に関するもの

上記に定める方法により履修しようとするときは、指定された期日までにその旨を届け出なければならない。

12 『大学コンソーシアム岡山』参加大学単位互換制度について

この単位互換制度は、『大学コンソーシアム岡山』に参加する県内の大学間において、互いに学生の受け入れを行い、それぞれの受け入れ大学において修得した単位を、所属大学の正規の単位として組み入れる制度で、異なる専門分野を持つ大学間において、制度的・恒常的な交流を行うことを通じて、視野が広く行動力のある人材を養成することをねらいとしている。

この制度により、履修を希望する学生は、下表に示す履修手続きにより願い出る必要がある。

○「大学コンソーシアム岡山」 参加大学単位互換制度の概要

参加大学	(1)岡山大学 (2)岡山県立大学 (3)岡山学院大学(対面授業のみ受入) (4)岡山商科大学 (5)岡山理科大学 (6)川崎医科大学(対面授業のみ受入) (7)川崎医療福祉大学(対面授業のみ受入) (8)環太平洋大学	(9)吉備国際大学(対面授業のみ受入) (10)倉敷芸術科学大学 (11)くらしき作陽大学(対面授業のみ受入) (12)山陽学園大学 (13)就実大学 (14)中国学園大学 (15)ノートルダム清心女子大学(女子のみ受入) (16)美作大学(対面授業のみ受入)
授業の方法	2つの授業形態がある。 ①ライブ配信(他大学の講義室で行われている授業をライブ配信し、本学の8203講義室で受講する) ②対面授業(科目提供大学に出向いて受講する) どの形態で行われるかは、科目によって決まっているので、よく確認すること。	
開講科目	『大学コンソーシアム岡山』の「開講科目一覧」とおり。 ※「開講科目一覧」は、事務局教学課窓口や『大学コンソーシアム岡山』のHPで閲覧することができる。	
履修手続き	所定の様式に所属学部長、学科長の承認を得て、履修願を教学課に提出する。 手続きの詳細については別途掲示する。 (出願時期は、前期・通年科目が3月下旬～4月上旬、後期科目が7月上旬～9月上旬である。)	
単位認定	修得した単位については、60単位を超えない範囲で卒業要件単位として、所属学部長が認定することがある。 (注)修得したすべての単位が卒業要件単位として認定されるとは限らない。	
授業料	受講する科目の授業料は無料である。ただし、実習費等を徴収することがある。	
その他	・履修期間中は、各受入大学の定める範囲において、図書館等の施設を利用することができる。 ・双方向ライブ授業の開講時間は、本学の授業時間と異なる場合があるので留意すること。	
ホームページ	http://www.consortium-okayama.jp/	